

## 第 1 回 保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会検討 要旨

日 時	平成 30 年 6 月 14 日 (木) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 20 分
開 催 場 所	西谷地区センター
出 席 委 員	検討委員：塩田委員、加藤(肇)委員、熊谷委員、秋山委員、奥田委員、河西委員、加藤(啓)委員、別府委員、吉田委員、三辻委員、大友委員、二瓶委員、本山委員、信清委員、平本委員、浜田委員 事務局：市民局 松永課長 他
欠 席 委 員	井出委員、尾崎委員、足立委員
開 催 形 態	公開 (傍聴人 0 人)
次 第	1 会長・副会長の選出 2 今後の検討スケジュールについて 3 地域住民への住居表示に係る周知について 4 次回以降の開催日時等について
決 定 事 項	・検討委員会の会長を塩田委員、副会長を秋山委員、信清委員とする

議 事	
	※あらかじめ「保土ヶ谷区西谷町住居表示検討準備会」を開催し、「保土ヶ谷区西谷町住居表示検討委員会規約」について決定済み
【事務局】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 会長・副会長の選出</div> 「保土ヶ谷区西谷町住居表示検討委員会規約」第 5 条に基づき、会長・副会長の選出をお願いします。
【委員】	西谷町の住居表示に関する検討委員会なので、西谷町の連合会長に務めていただければいいのではないのでしょうか。
【事務局】	塩田委員に会長になっていただくということでよろしいでしょうか。
【一同】	(拍手)
【事務局】	副会長についてはいかがでしょうか。
【委員】	西谷からは 1 名秋山会長を、できれば隣接の町の連合から 1 名づつ

	<p>出していただいたほうがいいです。</p>
【委員】	<p>川島東部連合町内会からは信清会長を推薦します。</p>
【委員】	<p>西川島町西部町内会からは、区境の変更は原則として考えていないという話であれば、選出しなくても構いません。</p>
【事務局】	<p>みなさまからいただいたご意見から、会長1人、副会長2人で進めさせていただいてよろしいでしょうか。議論の状況によっては、また、ご相談させていただくのでよろしく願いいたします。これ以降の司会・進行は塩田会長に務めていただきます。</p>
【会長】	<p>西谷連合会長塩田と申します。ご指名いただきましたので、一言だけご挨拶させていただきます。</p> <p>西谷町が、住居表示の実施をお願いしたいということにつきましては、西谷駅を結節点として31年度のJR直通線、更には34年度に東急東横線とも繋がることと決定しています。こうした中で、西谷町の住所表示が混乱しており、お越しになられた方に住所がわかりにくくは申し訳ないというのがあり、要望させていただいた次第です。隣接する東川島、西川島と入り組んでいるところがござりますので皆様のご参加をいただき、ご意見もいただきながらこれから進めていきたいと考えています。</p> <p>住居表示の実施は横浜市の事業であり、市内でも30%程残っているようで、そのひとつとして西谷町があり、今回手をあげさせていただきました。これから最低でも1年はかかるようですが、皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>1 住居表示検討委員会での検討・確認事項について (資料1)に沿って説明)</p>
【委員】	<p>私としては、区境を変更するものと認識していましたが、資料によると「変更を行わないことについて、御意見をお伺いします」と書いていますが、区境は変更しないのですか。</p>
【事務局】	<p>区境を変更しない方針です。②は川を越えて町形成されていますが、区境は変えないということを、地域の方に確認させていただきたいと考えています。</p> <p>3月末の時点では変更の可能性があるという形でお話をしていたと思います。編入ありきと受け取られてしまったことに気づきまして、</p>

	<p>今回の資料では、区境を変更しないという方向性を明確にいたしました。</p>
【委員】	<p>3月にもらった資料ではわかりづらかったです。このような文書を出したら町内が不安になってしまいます。また、西川島町の町内会からは住居表示の実施をお願いしていません。横浜市の方針を変えるなら前もって言ってもらわないと困ります。</p>
【事務局】	<p>資料の出し方として、方針が変わるような誤解を与えてしまい申し訳ありませんでした。</p> <p>西川島町は同じく①が区界に接していますので、議論が進んでいく中で、細かいところの調整が必要になってくると思います。</p>
【委員】	<p>保土ヶ谷区西谷町で第六町内会のところですね。</p>
【事務局】	<p>①の西谷町につきましては、西川島町と同じように個別に調整をさせていただきたいと思います。</p>
【委員】	<p>わかりました。</p>
【委員】	<p>西谷町の隣の東川島第4町内会ですが、昭和43年に町界・町名地番整理を行っています。川島の名前には歴史があり、町名の変更は難しいと思います。もうひとつは、東川島町の一部が住居表示の対象になるのは、地元の理解が得られないのではないかと役員のなかで話しました。マンションの中の境界については、修正しても構いませんが、その他の部分に対象を広げるのは、理解が得られません。あらかじめ、意見として申し上げたいと思います。</p>
【事務局】	<p>住居表示の観点からすると、恒久的な地物で区切ることが望ましいことになっていますが、西川島町も東川島町も町界・町名地番整理を行っており、一度整理しているし住居表示をやる必要ないという意見もあると思います。それも含めて、住んでいる方にご意見をお伺いさせていただきたいと思います。住居表示に関する要綱にも、「住んでいる方の気持ち、御意見に沿って進めるべき」となっており、住んでいる方のお話を重視していきたいと考えております。決して変更ありきというお話ではなくて、案がありますよという提示になります。</p>
【委員】	<p>今の段階でも難しいという意見があるということ承知してほしいということです。個別に意見を聞くにしても、いろいろな配慮をしながら慎重にものごとを運んでいただきたいと思います。</p>

【事務局】	町境の変更にかかる案については、関係する会長もしくは代表者の方と調整しながら個別に対応させていただきたいと思います。
【事務局】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 今後の住居表示検討スケジュール案について</div> (資料2)に沿って説明)
【委員】	地域の住民に周知のチラシを配付ということですが、小さいアパートが二十数棟あります。どのように周知をするのでしょうか。
【事務局】	マンション・アパートについても全戸配付を行い、全員に周知できればと考えています。なお、配付の作業は横浜市が委託した業者が行います。
【委員】	第1回と第2回の検討内容では、周知チラシについての「内容と配付範囲」となっていますが何が違うのでしょうか。
【事務局】	今回で案が決まれば検討終了となりますが、御指摘が入れば修正して、再度、提示させていただくことになります。
【会長】	平成31年9月までに必ず計7回ということではなくて増えることもあるという理解でよろしいでしょうか。
【事務局】	7回に限定しているわけではなくて、最低7回は必要だと考えています。議論の様子によっては、増やすことも可能です。ただ、平成31年9月までには予定されている内容を決めないと平成32年度の実施には間に合わないことは御理解いただきたいと思います。 逆に、早めに案が決定してしまえば、平成31年の6、7月までに終了ということも考えられます。
【会長】	全体像をつかんでからの議論のほうがよろしいと思うので、次の議題に進んでよろしいでしょうか。 そうしましたら、議題(4)「地域の皆様への住居表示に係る周知について」事務局から説明をお願いします。
【事務局】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域の皆様への住居表示に係る周知について</div> (資料3-1、3-2)に沿って説明)
【委員】	掲示板に貼るチラシの大きさはどれくらいですか。

【事務局】	A4一枚でお願いしたいと思います。
【委員】	誰が検討しているのかという名前は記載するのですか。
【事務局】	チラシには載りませんが、委員の名簿はHPに掲載する予定です。
【委員】	チラシの「どこの地域が変わるのか」ですが、原則として市街化調整区域は変わらないということを強調し、図を大きくしてもらわないとわかりづらいです。
【事務局】	チラシについては、地図を載せない予定です。
【委員】	チラシ中の新町名についての記載が「保土ヶ谷区●●」となっており、これでは、西谷の部分すら変わってしまうように見えるので大きな話になってしまいます。
【事務局】	例えば、「西谷一丁目」と書くこともできます。
【委員】	あまり具体的に書いても、決まったように見えます。
【事務局】	他区の事例ということで、「緑区中山町」から「中山〇丁目」へ変更という記載をすることができます。また、泉区和泉町の例もスペースに余裕があれば、記載いたします。
【会長】	他の区の実例もいいですが、ピンと来ないのではないのでしょうか。例として「保土ヶ谷区西谷町〇〇番地〇〇」が「西谷一丁目」や「西谷町一丁目」にしたほうが分かりやすいと思います。
【委員】	我々に西谷の部分を変えずに残す意思があれば、それでいいと思います。ただ、西谷という名前を選択しないという意見があるのなら、他の事例のほうがいいと思います。
【事務局】	名前については、基本的には由緒あるもの、親しみ深いものを使用し、旧町名を尊重することもあると思います。基本的には、「西谷」とつくのが基本になると思います。そこも含めて、アンケートを実施したり、検討委員会で決めたりしていくということになります。
【会長】	これはいつごろまでに決めるのですか。
【事務局】	今回の検討内容は、周知のチラシについてです。配付につきまして

	<p>は、今回の案を修正して次回の検討委員会で確定とさせていただき、配付時期については8月か9月くらいになると思います。</p>
【会長】	<p>チラシの配付範囲と配付方法について、東川島町はいかがですか。</p>
【委員】	<p>東川島町について、第六町内会は配付し、第四町内会は配付の必要ありません。</p>
【会長】	<p>西川島町はいかがですか。</p>
【委員】	<p>今週土曜日（16日）の説明会をふまえて決めたいと思います。</p>
【会長】	<p>チラシの配付範囲と配付方法について、今日で決定しなくてもよろしいのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>8月か9月くらいに配付したいと考えているので、次回の検討委員会で決定できればと考えています。</p> <p>今日、急にご提案した内容になりますので、チラシの修正案と合わせて次回までに御検討いただければと思います。</p>
【委員】	<p>西谷町と「町」をつけていいもののでしょうか。通常、新町名にはつかないと認識してよいのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>つけないところが多いですが、つけているところもあるので、つけることは可能です。</p> <p>ただ、市街化調整区域ということで西谷町が一部残る可能性が高いので、例えば、「西谷町一丁目」と「西谷町」のように「西谷町」が併存することも鑑みて決定していく必要があります。</p>
【会長】	<p>町名についてのアンケートは第3回検討委員会以降に検討していくということでよろしいでしょうか。</p>
【事務局】	<p>そのとおりです。チラシについて、修正点がある場合は、今月末までに事務局までご連絡いただくということをお願いします。</p>
【事務局】	<p><b>次回以降の開催日時等について</b></p> <p>まず、今後毎月1回開催していくうえで、事務局案としては、本日と同様に第2木曜日にしたいと考えています。</p> <p>次に時間についてですが、検討委員会は検討事項によっては、2時</p>

	間程度行う事もあり、会場の予約の都合もあるため、遅すぎない時間が良いと考えています。事務局案としては、本日と同様の 15:30 か 16 時と考えています。ただし、町内によっては、小学校の帰宅の見守りなどがあり、遅くしてほしいとの御意見もいただいています。検討委員の皆様御意見を聞かせていただき、決めたいと思います。
【委員】	仕事をしている人は早い時間帯は難しいです。早くても 18:00 とか 19:00 開始にしてもらえないと厳しいです。
【事務局】	会場の枠の都合で、次の時間帯は 18:00～21:00 になります。事務局側で会場の準備等もあります。なお、その場合は 18:30 スタートになります。
【会長】	それでは、第 2 木曜日の 16:00 スタートにしましょうか。
【一同】	(了承の意)
【事務局】	お時間の厳しい方は、大変申し訳ありませんが、代理を立てることもできますので、代理出席をお願いしたいと思います。
【会長】	他に何かありますでしょうか。
【委員】	東川島第六町内会には、住所が西谷町の方も加入しています。そのため、住民説明会をお願いしたいと思います。
【事務局】	西谷町に住んでいる方に向けて、なるべく早急にとは考えていますが、別途調整させていただきたいと考えています。
【会長】	それでは、今後は毎月第 2 木曜日 16:00 から、場所は地区センターで第 2 回以降お願いします。
【事務局】	来月は、7 月 12 日の 16:00 から地区センターでお願いします。開催通知につきましても、送付させていただきます。 なお、検討委員会の資料や議事録等は横浜市の HP に掲載を考えています。議事録の確認については会長に一任をしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
【会長】	はい。皆さんがよろしければ。
【一同】	(了承の意)

【会長】	<p>御了解いただきました。          それでは、第2回以降もお願いいたします。          今日は長時間ありがとうございました。</p>
資 料	<p>資料1 「住居表示検討委員会での検討・確認事項について」          資料2 「今後の住居表示検討スケジュール案について」          資料3-1 「地域の皆様への住居表示に係る周知について」          資料3-2 「住居表示検討開始のチラシ」</p>